

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 室井敬司

答 申

1 審査会の結論

審査請求人の令和3年1月22日付け自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が同年2月4日付けで行った一部開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 本件の概要

(1) 審査請求人は、令和3年1月22日、武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月23日条例第6号。以下「条例」という。）第16条に基づき、***（以下「本人」という。）の法定代理人父として、本人に代わって、実施機関に対し、本人に係る乳幼児健診・予防接種履歴、相談記録用紙、こんにちは赤ちゃん訪問記録票及び武蔵野市3～4か月児健診票の開示を請求したが、実施機関が、同年2月4日、「相談記録用紙」の医療機関の担当者の氏名（以下「非開示部分①」という。）を条例17条第2号に該当するとして、「相談記録用紙」の相談内容に対しての「分析・判断」欄の記載内容部分（以下「非開示部分②」という。）及び「こんにちは赤ちゃん訪問記録」のうち、第1回訪問時の「アセスメント」欄の記載内容部分（以下「非開示部分③」という。）を条例第17条第6号に該当するとして、それぞれ非開示としたので、同年3月24日、これを不服として審査請求を行った。

その後、審査請求人は、本件審査の過程で、非開示部分①については個人識別情報に該当するため、開示を求めないとの意見を述べた。

(2) 審査請求人が非開示部分②及び同③につき開示すべきであるとする理由は、要旨以下のとおりである。

ア 本件開示請求の目的が本人の養育態様の把握、本人の母による本人の父の親権、監護権の侵害の立証であることから鑑みるに、市に

事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことは明白である。

イ 後記(3)の相談支援事業に支障を及ぼすとの実施機関の説明は理解できない。「武蔵野市個人情報保護条例の解釈・運用の手引 平成30年8月」(以下「手引」という。)には、条例第17条第6号の「(事務又は事業の適正な遂行に)支障を及ぼすおそれ」は、「単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない」とあるが、市は法的保護に値する権利・利益の侵害の具体的内容と度合い、さらには事務事業に支障が生じることの蓋然性(確からしさ)を正しく説明する必要がある。

(3) 実施機関は、非開示部分②及び同③に係る本件決定の理由として、次のとおり説明している。

実施機関は、行政文書の開示請求があったときは原則として開示しなければならない(条例第17条)が、「市の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの ア 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断を行うことができなくなるおそれ、(イ以下略)」については非開示とされている(条例第17条第6号)。同号の「事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、「事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障とを比較考量した結果、開示することの必要性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいう。」(手引89頁【第6号関係 事務又は事業に関する情報】)としている。

非開示部分②及び同③は、相談支援を行う際に、専門職の視点で観察した内容及び気づきが記載され、問題状況を把握し理解する過程が記載されている部分であるため、開示した場合には、今後の相談支援に支障を及ぼしてしまうことになる。

非開示部分②及び同③は、条例第17条第6号に該当すると判断したため、これを非開示とした。

3 審査会の判断

(1) 非開示部分

非開示部分②は、本人の出生前に、本人の母が受診している病院において、専門職である実施機関の相談担当職員が、病院の担当者同席の下、本人の父母と面談し相談を受けた際に、次回の面接を予定して、当日の相談内容に対する分析・判断として、本人の父母の状況を観察した内容及び把握した問題点を記載した部分である。

非開示部分③は、本人の出生後に、専門職である実施機関の相談担当職員が、本人宅を訪問して、本人の父母と面談し相談を受けた際に、本人及び本人の父母の状況を観察し、2回目の訪問を予定して、当日の相談内容に対する評価として、観察した内容及び問題点を記載した部分である。

(2) 条例第17条第6号該当性

本件の各相談支援事務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第5条に基づいて地方公共団体が行う母子保健事業の一環として行われる事務であって、同法の目的である母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るために、妊産婦や乳幼児の保護者からの相談を受けて必要な支援や指導を行うものである。これを実現するためには、保健師等の専門職である相談担当職員が、妊産婦、乳幼児の父母ら保護者や医療機関その他の関係者から聞き取りを行うとともに、妊産婦並びに乳幼児及びその父母ら保護者の状況を観察して、問題点を把握し、適正な評価・判断を行うことが必要である。

条例第17条第6号の「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる（手引89頁【第6号関係 事務又は事業に関する情報】）ところ、相談担当職員の評価・判断の内容が乳幼児（本件の場合の本人）の法定代理人（本件の場合の父又は母）に開示されることになれば、これらの評価・判断が乳幼児の法定代理人の認識や意向と必ずしも一致するとは限らないことから、相談担当職員と妊産婦、乳幼児の父母ら保護者及びその他関係者との間の信頼関係が損なわれるおそれがある。また、乳幼児の法定代理人から無用な誤解を招くことを恐れて相談担当職員が適正な評価・判断を率直に記載することを差し控えるおそれがある。そうすると、妊産婦及び乳幼児に対する適切な支援の実現が困難になるおそれがある。さらに、相談者への対処方法等が開示されると、将来的にも、同種の相談をしようとする者の信頼を失うなどして当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

他方、非開示部分②は本人の出生前における本人の父（審査請求人）及び母の相談に係るものであり、非開示部分③は本人、本人の父（審

査請求人)及び母が同居中に行われた本人の父(審査請求人)及び母の相談に係るものであるから、審査請求人の主張する前記2(2)アの開示請求の目的に照らし開示の必要性が高いとは言い難い。

したがって、非開示部分②及び同③が開示されることにより、今後の相談支援事務の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められるといえる。

以上より、非開示部分②及び同③は、条例第17条第6号に該当する情報であるといえる。

(3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査の経過

年月日	審議経過
令和3年4月19日	諮問
令和3年5月14日	実施機関より理由説明書收受
令和3年5月25日	審議(第16期第6回審査会)
令和3年6月25日	審査請求人より意見書收受
令和3年7月6日	審議(第16期第7回審査会)
令和3年8月11日	実施機関より補充説明書收受
令和3年8月19日	審議(第16期第8回審査会)
令和3年10月6日	審査請求人より口頭意見陳述聴取 審議(第16期第9回審査会)
令和3年11月9日	審議(第17期第1回審査会)
令和3年12月22日	審議(第17期第2回審査会)
令和4年1月31日	審議(第17期第3回審査会)